

## 令和4年度 第2回甲賀市少年センター協議会 次第

日時：令和5年 2月21日（火）

10時00分～11時30分

場所：あいこうか市民ホール 練習室3

### 1. 開会

市民憲章唱和

### 2. あいさつ

### 3. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 ・資料2

### 4. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

### 5. 議事

- (1) 令和4年度甲賀市少年センター活動状況について ・資料3
- (2) 令和5年度甲賀市少年センター事業計画(案)について ・資料4
- (3) 令和5年度甲賀市少年センター協議会委員の一部組織変更(案)について ・資料5

### 6. 意見交換

### 7. その他

### 8. 閉会

#### [ 添付資料 ]

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 ・資料1
- ・ 甲賀市少年センター条例 ・資料6
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則 ・資料7
- ・ 甲賀市少年センターだより R4.11月発行(第3号)、R5.2月発行(第4号)

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

## 甲賀市少年センター協議会委員名簿

| No. | 機 関 名                         | 職 名     | 氏 名   | 委嘱日       | 任 期                 |
|-----|-------------------------------|---------|-------|-----------|---------------------|
| 1   | 甲賀警察署生活安全課                    | 課 長     | 高岡 景磯 | R4. 4. 1  | R4. 4. 1～R5. 9. 30  |
| 2   | 甲賀市保護司会                       | 会 長     | 中本 欽三 | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 3   | 甲賀市民生委員児童委員協議<br>会連合会         | 副会長     | 瀧井ちづる | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 4   | 甲賀市更生保護女性会                    | 会 長     | 松井 和子 | R4. 4. 1  | R4. 4. 1～R5. 9. 30  |
| 5   | 甲賀市少年補導(委)員会                  | 会 長     | 林 善彦  | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 6   | 甲賀市青少年育成市民会議                  | 会 計     | 中井れい子 | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 7   | 甲賀市区長代表                       | —       | 辻本 仁士 | R4. 6. 1  | R4. 6. 1～R5. 9. 30  |
| 8   | 甲賀市P T A連絡協議会                 | 副会長     | 谷 弘樹  | R4. 6. 1  | R4. 6. 1～R5. 9. 30  |
| 9   | 甲賀市小学校校長会<br>(甲南第二小学校)        | 校 長     | 池田 修一 | R4. 4. 1  | R4. 4. 1～R5. 9. 30  |
| 10  | 甲賀市中学校校長会<br>(甲南中学校)          | 校 長     | 中條 克彦 | R4. 5. 1  | R4. 5. 1～R5. 9. 30  |
| 11  | 甲賀市湖南市高等学校校長会<br>(滋賀県立水口高等学校) | 校 長     | 平井 忠美 | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 12  | 甲賀公共職業安定所                     | 統括職業指導官 | 稲田 晃一 | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 13  | 市民環境部生活環境課                    | 課 長     | 前田 三嗣 | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |
| 14  | こども政策部子育て政策課                  | 課 長     | 田中 淳美 | R4. 4. 1  | R4. 4. 1～R5. 9. 30  |
| 15  | 教育委員会事務局学校教育課                 | 課 長     | 前田 正  | R3. 10. 1 | R3. 10. 1～R5. 9. 30 |

## 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

| 会議の開催案内      |   |
|--------------|---|
| 1. 会議の名称     |   |
| 2. 開催日時      | 年 月 日 ( )<br>時 分から  |
| 3. 開催場所      |   |
| 4. 議題        |   |
| 5. 公開又は非公開の別 | <input type="checkbox"/> 公開<br><input type="checkbox"/> 一部公開<br><input type="checkbox"/> 非公開<br>(一部公開・非公開の理由) |
| 6. 傍聴者の定員    | 人   |
| 7. 傍聴手続      |   |
| 8. 問い合わせ先    |   |
| 9. その他       |   |

様式第2号（第8条関係）

| 会議の概要報告      |   |
|--------------|---|
| 1. 会議の名称     |   |
| 2. 開催日時      | 年 月 日 ( )<br>時 分～ 時 分   |
| 3. 開催場所      |   |
| 4. 議題        |   |
| 5. 公開又は非公開の別 | <input type="checkbox"/> 公開<br><input type="checkbox"/> 一部公開<br><input type="checkbox"/> 非公開<br>(一部公開・非公開の理由) |
| 6. 出席者       |   |
| 7. 傍聴者数      | 人   |
| 8. 会議資料      |   |
| 9. 議事の結果概要   |   |
| 10. その他      |   |

## 令和4年度 少年センター活動状況 (R4.4～R5.1)

## (1) 街頭補導活動

| 年度 | 巡回補導延べ回数<br>(補導委員会活動含む) | 活動<br>延べ人数 | 補導少年 |
|----|-------------------------|------------|------|
| R4 | 120回                    | 479人       | 51人  |
| R3 | 106回                    | 359人       | 90人  |

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施している。本年度は祭礼・イベント等の開催により活動人数が増加した。近年、甲賀市内では大型量販店や公園での集団化は減少し、少年たちの行動把握がより難しくなっている。本年度もSNSを介した他市町・他校生とのつながりが見受けられた。

## ●少年センターが主体となった主な巡回活動

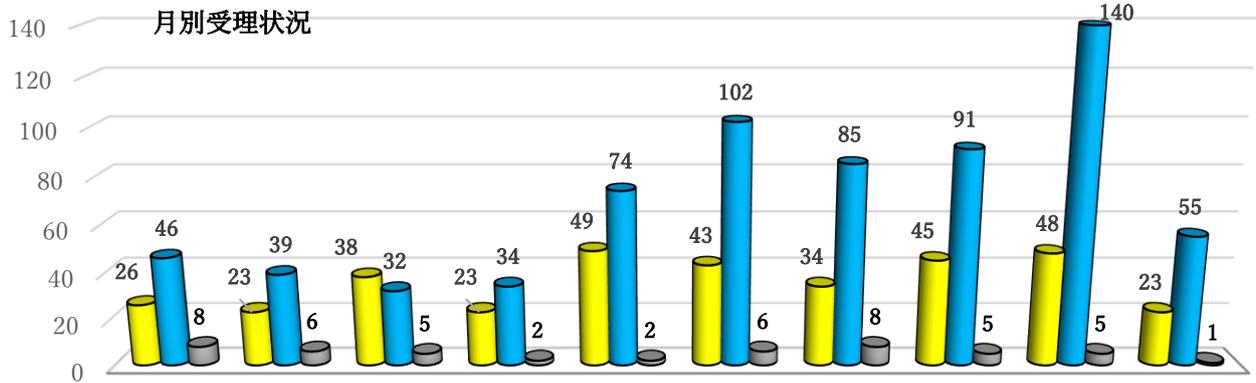
※合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策上、現地集合・現地解散・短時間実施を原則とした。

※「愛の一声」：犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけをいう。 [小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年] (内女子)

| 月  | 時間               | 事業内容                 | 回数 | 備考              |
|----|------------------|----------------------|----|-----------------|
| 4  | 18:30            | 合同街頭補導               | 2  |                 |
|    | 19:30            | 合同街頭補導(水口曳山祭り宵宮)     | 1  | ※高6(4) 無1 有9(6) |
| 5  | 18:30            | 合同街頭補導               | 3  |                 |
|    | —                | センター巡回補導             | 16 |                 |
| 6  | 15:30            | 合同街頭補導               | 1  | ※高1             |
|    | 18:30            | 合同街頭補導               | 2  | ※中4             |
|    | —                | センター巡回補導             | 14 |                 |
| 7  | <del>18:00</del> | 合同街頭補導(大原祇園宵宮)       | —  | 中止              |
|    | 18:30            | 合同街頭補導(田村神社万灯祭含む)    | 3  | ※高3(1) 無1       |
|    | 19:30            | 合同街頭補導(矢川神社七夕まつり)    | 1  | ※有4(2) 無1(1)    |
|    |                  | 合同街頭補導(甲賀流にんにん大花火大会) | 1  | ※有2(1)          |
|    | 20:00            | 合同街頭補導(しがらき火祭り)      | 1  |                 |
|    | —                | センター巡回補導             | 9  |                 |
| 8  | 18:30            | 合同街頭補導               | 4  | ※高1(1) 有1(1)    |
|    | 19:30            | 合同街頭補導(杉川夏祭り)        | 1  | ※高4(1) 無1       |
|    | —                | センター巡回補導             | 2  |                 |
| 9  | 15:30            | 合同街頭補導               | 1  |                 |
|    | 18:30            | 合同街頭補導               | 2  | ※無2             |
|    | —                | センター巡回補導             | 5  |                 |
| 10 | 18:30            | 合同街頭補導               | 3  | ※中2(1)          |
|    | —                | センター巡回補導             | 5  |                 |
| 11 | 15:30            | 合同街頭補導               | 1  |                 |
|    | 18:30            | 合同街頭補導               | 3  | ※高2(1) 有1       |
|    | —                | センター巡回補導             | 3  |                 |
| 12 | 15:30            | 合同街頭補導               | 2  |                 |

| 月  | 時間    | 事業内容     | 回数 | 備考           |
|----|-------|----------|----|--------------|
| 12 | 18:30 | 合同街頭補導   | 2  | ※高2(1)       |
|    | —     | センター巡回補導 | 3  |              |
| 1  | 18:30 | 合同街頭補導   | 2  | ※中2(2) 有1(1) |
|    | —     | センター巡回補導 | 1  |              |

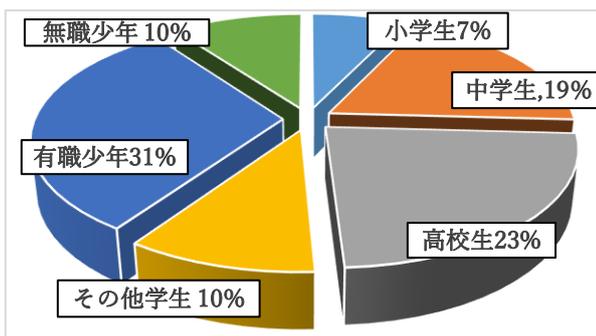
(2) 少年相談受理状況 相談件数延べ1,098件 (前年度同期 延べ1,263件)



| 月区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 累計    |
|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 面談等 | 26 | 23 | 38 | 23 | 49  | 43  | 34  | 45  | 48  | 23 | 352   |
| 電話  | 46 | 39 | 32 | 34 | 74  | 102 | 85  | 91  | 140 | 55 | 698   |
| メール | 8  | 6  | 5  | 2  | 2   | 6   | 8   | 5   | 5   | 1  | 48    |
| 小計  | 80 | 68 | 75 | 59 | 125 | 151 | 127 | 141 | 193 | 79 | 1,098 |

| 月区分  |       | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 累計  |
|------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 相談者  | 本人    | 34 | 29 | 41 | 43 | 48 | 47 | 51  | 51  | 66  | 29 | 439 |
|      | 家庭    | 14 | 14 | 9  | 6  | 28 | 37 | 11  | 23  | 54  | 18 | 214 |
|      | 学校    | 11 | 11 | 11 | 6  | 23 | 43 | 37  | 36  | 42  | 22 | 242 |
|      | 他機関等  | 21 | 14 | 14 | 4  | 26 | 24 | 28  | 31  | 31  | 10 | 203 |
| 対象少年 | 小学生   | 3  | 4  | 4  | 0  | 3  | 16 | 18  | 12  | 17  | 1  | 78  |
|      | 中学生   | 19 | 8  | 12 | 4  | 25 | 31 | 32  | 35  | 28  | 12 | 206 |
|      | 高校生   | 14 | 21 | 19 | 14 | 44 | 33 | 22  | 24  | 45  | 20 | 256 |
|      | 学生その他 | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 16 | 0   | 23  | 49  | 24 | 113 |
|      | 有職少年  | 19 | 19 | 30 | 36 | 35 | 40 | 46  | 44  | 45  | 21 | 335 |
|      | 無職少年  | 25 | 16 | 10 | 5  | 17 | 15 | 9   | 3   | 9   | 1  | 110 |

少年相談対象の内訳(学職別)



相談対象少年の学職別の割合は、「有職少年」に関する相談が最も多く、全体の31%(前年比51件増加)を占め、続いて「高校生」に関する相談が23%(前年比319件減少)となっている。次いで「中学生」に関する相談が19%(前年比82件減少)となっている。「中学生」「高校生」については、対象少年の卒業や進路変更によって区分が変わるが、必要に応じて継続した支援を行っている。

※行為別相談内容(R4.4～R5.1)

| 非行相談     |          |          |          |           |           |          |    |     |    |            |          |           |    |      |
|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----|-----|----|------------|----------|-----------|----|------|
| 類型<br>年度 | 盗癖<br>窃盗 | 暴力<br>行為 | 校内<br>暴力 | 家庭内<br>暴力 | たかり<br>恐喝 | 薬物<br>乱用 | 飲酒 | 喫煙  | 家出 | 深夜は<br>いかい | 金銭<br>乱費 | 道交法<br>違反 | 怠学 | 累計   |
| R 4      | 15       | 9        | 36       | 18        | 8         | 1        | 0  | 0   | 3  | 0          | 7        | 1         | 0  | 98   |
| R 3      | 63       | 8        | 20       | 68        | 7         | 0        | 3  | 11  | 4  | 3          | 7        | 21        | 3  | 218  |
| 増減       | -48      | 1        | 16       | -50       | 1         | 1        | -3 | -11 | -1 | -3         | 0        | -20       | -3 | -120 |

※「道交法違反」・・暴走行為をする者と行動を共にする行為に関する相談も含まれます。

| 非行相談以外の相談 |     |          |          |    |           |    |   |          |     |          |     |     |          |     |       |
|-----------|-----|----------|----------|----|-----------|----|---|----------|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-------|
| 類型<br>年度  | 不登校 | 学校<br>学業 | 就職<br>仕事 | 家庭 | しつけ<br>生活 | 交友 | 性 | 発達<br>障害 | 心の病 | 健康<br>身体 | いじめ | 虐待  | 有害<br>環境 | その他 | 累計    |
| R 4       | 58  | 105      | 47       | 28 | 671       | 31 | 3 | 1        | 23  | 9        | 3   | 9   | 1        | 11  | 1,000 |
| R 3       | 71  | 163      | 73       | 7  | 644       | 27 | 2 | 0        | 2   | 5        | 3   | 31  | 0        | 17  | 1,045 |
| 増減        | -13 | -58      | -26      | 21 | 27        | 4  | 1 | 1        | 21  | 4        | 0   | -22 | 1        | -6  | -45   |

※「しつけ・生活」・・保護者等のしつけ・生活行動に関する相談(生活改善支援等含む)をいいます。

非行相談が前年度に比べ大幅に減少している。これについては前年度からの継続相談となっている複数の「家庭内暴力」案件が一定の解決に向かったことで、以後の相談を非行相談以外の「しつけ・生活(生活改善支援)」「学校・学業」等に区分移行したことが大きい。いずれも支援は継続中である。また前年度まで課題であった「窃盗・盗癖」「道路交通法違反」が減少していることについては、相談対象少年が他機関で指導を受けることとなったところが大きい。

非行相談以外についても若干の減少を見ているものの昨年8月以降、小・中学生の「不登校」「しつけ・生活(生活改善支援等)」相談が増加傾向にあり、当少年センターでも定期的な面接対応を行っている。これら相談の一部については、昨年10月7日オープンした「ばあちゃんち」と連携し、同所への定期通所にもつなげている。

### (3) 環境浄化活動

| 月 | 日(曜日)  | 時間    | 事業内容        | 備考   |
|---|--------|-------|-------------|--|
| 5 | 20日(金) | 18:30 | 有害図書等立入調査   | 図書・DVD等販売店(1店舗)  |
|   | 31日(火) | 13:30 | 有害図書等立入調査   | コンビニ店(7店舗) 陳列指導(3店舗)<br>包括指定該当図書8冊購入                                   |
| 6 | 7日(火)  | 14:00 | 有害図書等立入調査   | コンビニ店(5店舗) 陳列指導(2店舗)<br>包括指定該当図書2冊購入                                   |
|   | 22日(水) | 14:30 | 有害図書等立入調査   | コンビニ店(8店舗) 陳列指導(3店舗)<br>包括指定該当図書2冊購入                                   |
| 7 | 15日(金) | 18:30 | 有害図書等立入調査   | Gソフト・がん具等取扱店(2店舗)<br>刃物類取扱店(1店舗)                                       |
| 8 | 24日(水) | 18:30 | 有害図書等立入調査   | 図書・DVD等取扱店(1店舗)  |
| 9 | 27日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | 図書・DVD等取扱店(1店舗) 陳列指導(1店舗)<br>ネットカフェ等複合店(2店舗)<br>コンビニ店(2店舗) 量販・小売店(6店舗) |

| 月  | 日(曜日)  | 時間    | 事業内容        | 備考  |
|----|--------|-------|-------------|---|
| 10 | 11日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | コンビニ店(4店舗) 刃物類取扱店(5店舗)<br>図書・DVD等取扱店(1店舗)<br>量販・小売店(2店舗) 書店(1店舗)                          |
|    | 18日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | コンビニ店(9店舗) 刃物類取扱店(3店舗)<br>図書・DVD等取扱店(1店舗) <b>陳列指導(6店舗)</b><br>カラオケ店(1店舗) 包括指定該当図書7冊購入     |
|    | 25日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | 量販・小売店(3店舗) コンビニ店(5店舗)<br>刃物類取扱店(1店舗) <b>陳列指導(1店舗)</b>                                    |
| 11 | 7日(月)  | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | コンビニ店(8店舗) 量販・小売店(4店舗)<br>包括指定該当図書5冊購入 <b>陳列指導(5店舗)</b>                                   |
|    | 15日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | 量販・小売店(3店舗) コンビニ店(4店舗)<br>図書・DVD等取扱店(1店舗)<br>刃物類取扱店(2店舗) <b>陳列指導(2店舗)</b><br>包括指定該当図書2冊購入 |
|    | 29日(火) | 13:30 | 図書等取扱店等一斉調査 | コンビニ店(5店舗) 書店(1店舗)<br>刃物店(1店舗) 量販・小売店(2店舗)<br>包括指定該当図書4冊購入 <b>陳列指導(3店舗)</b>               |
|    | 30日(水) | 14:00 | 図書等取扱店等一斉調査 | 量販・小売店(2店舗) 釣具店(1店舗)<br>図書・DVD等取扱店(1店舗)   |
| 1  | 18日(水) | 14:30 | 有害図書等立入調査   | 書店(1店舗) コンビニエンスストア(5店舗)<br>包括指定該当図書4冊購入 <b>陳列指導(1店舗)</b>                                  |

※包括指定該当図書として購入した34冊(一部審査中)のうち現時点で31冊が、滋賀県青少年の健全育成に関する条例第11条第規定に基づき、青少年に有害なものとして包括指定された。

【購入図書の一例】



【包括指定】(条例抜粋)

次のものは、有害指定の告示がなくても有害な図書等となります。

- 書籍又は雑誌等で、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の性行為の図面又は写真を掲載するページ(表紙を含む)が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの
- 電磁的記録媒体(DVD、ビデオテープ等)で全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の場面の時間が合わせて3分を超えるもの、又は当該場面の数が20以上のもの

5 (4) 街頭啓発活動等

| 月  | 日(曜日)  | 時間    | 事業内容                        | 場所           |
|----|--------|-------|-----------------------------|--------------|
| 4  | 8日(金)  | 18:00 | 「音声放送番組」少年センターについて          | あいコムこうか      |
| 5  | —      |       | 広報紙「少年センターだより R4.第1号」発行     | 関係機関等        |
| 6  | 10日(金) | 18:00 | 「音声放送番組」少年センターだより           | あいコムこうか      |
|    | 24日(金) | 9:30  | ①「薬物乱用防止教室」6年生児童対象          | 甲南第一小学校      |
|    |        | 10:40 | ②「薬物乱用防止教室」6年生児童対象          | 甲南第一小学校      |
| 7  | —      |       | 広報紙「少年センターだより R4.第2号」発行     | 区・自治会長、関係機関等 |
|    | 1~31日  |       | 「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発用品コーナー設置 | 各種会議、施設内等    |
|    | 7日(木)  | 18:00 | 「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発用品配布     | 矢川神社七夕まつり    |
|    | 15日(金) | 13:35 | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象           | 大野小学校        |
|    | 30日(土) | 18:00 | 「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発うちわ配布    | 甲賀流にんにん大花火   |
| 8  | 12日(金) | 18:00 | 「音声放送番組」少年センターだより           | あいコムこうか      |
| 10 | 14日(金) | 18:00 | 「音声放送番組」少年センターだより           | あいコムこうか      |
| 11 | —      |       | 広報紙「少年センターだより R4.第3号」発行     | 関係機関等        |
|    | 28日(月) | 9:40  | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象           | 甲南第二小学校      |
|    | 1日~30日 |       | 「子ども・若者育成推進強調月間」啓発用品コーナー    | 少年センター事務所前   |
| 12 | 9日(金)  | 18:00 | 「音声放送番組」少年センターだより           | あいコムこうか      |
| 1  | —      |       | 広報紙「少年センターだより R4.第4号」発行     | 関係機関等        |
|    | 16日(月) | 9:35  | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象・保護者       | 油日小学校        |
|    | 17日(火) | 10:40 | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象(内多羅尾小1)   | 小原小学校        |
|    | 20日(金) | 13:35 | 「薬物乱用防止教室」6年生児童・保護者対象       | 土山小学校        |
|    | 24日(火) | 10:35 | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象           | 大原小学校        |
|    | 27日(金) | 9:35  | 「薬物乱用防止教室」6年生児童・保護者対象       | 綾野小学校        |
|    | 30日(月) | 10:35 | 「薬物乱用防止教室」6年生児童対象           | 甲南中部小学校      |



← 6/24  
「薬物乱用防止教室」



7/7 →  
「矢川神社七夕まつり」

「青少年の非行・被害防止強調月間」



← 7/30  
「甲賀流にんにん大花火大会」



少年センター事務所前 →

(5) その他各種会議・研修会・学校等情報交換等

| 月 | 事業内容  | 場所(件数)   |
|---|---|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 1 回定例幹事会</li> <li>・ 13 日(水)14:00 県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会</li> <li>・ 20 日(水)14:00 少年センター・あすくる等職員合同研修会</li> <li>・ 21 日(木)19:30 甲賀市少年補導委員会地区別委員会</li> <li>・ 23 日(土)9:30 甲賀市少年補導(委)員委嘱状交付式ならびに総会・研修会</li> <li>・ 関係機関等情報交換(中学校、市教委、県 SST、保護司等)</li> </ul>  | 鹿深ホール<br>大津市北部地域文化 C<br>滋賀県庁<br>土山中央公民館<br>甲賀警察署<br>少年センター(11)                           |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17 日(火)13:50 きぶかわっこはぐくみネットワーク</li> <li>・ 24 日(火)14:00 立入調査員研修会</li> <li>・ 甲賀市少年補導委員会地区別委員会</li> <li>・ 学校等訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(保護司、更生保護女性会、中学校、県 SST 等)</li> </ul>   | 貴生川小学校<br>滋賀県庁<br>各会場(4)<br>市内外中・高等(16)<br>少年センター(9)                                     |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会</li> <li>・ 15 日(水)13:30 無職少年対策指導員研修会</li> <li>・ 19 日(日)10:30 甲賀市あんぜんあんしんなまちづくり市民会議総会</li> <li>・ 21 日(火)9:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会</li> <li>・ 25 日(土)14:00 甲賀地区更生保護女性会役員研修会(所長講師)</li> <li>・ 学校等訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(中学校、保護観察官、市教委、県 SST、SSW 等)</li> </ul>                                       | 東近江市<br>能登川地域 CC<br>甲賀市役所<br>甲西高等学校<br>かふか学習館<br>市内小・中・高(13)<br>少年センター(9)                |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日(金)15:30 甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会</li> <li>・ 4 日(月)「少年センター」水口中央公民館別館から本館へ移転</li> <li>・ 5 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 2 回定例幹事会</li> <li>・ 9 日(土)19:00 岩上青少年育成市民会議出前講座(所長講師)</li> <li>・ 12 日(火)13:30 湖南市・日野町・甲賀市三センター合同連絡会議</li> <li>・ 25 日(月)13:30 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会代表者会議</li> <li>・ 学校等訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(保護司、高校、補導委員等)</li> </ul> | 甲南中学校<br>—<br>鹿深ホール<br>岩上地域市民センター<br>日野町林業センター<br>活動センター「まるーむ」<br>市内小・中(15)<br>少年センター(7) |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会</li> <li>・ 31 日(水)14:00 令和 4 年度南部・甲賀青少年育成連絡協議会</li> <li>・ 学校等訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(小・中学校、保護観察官、県 SST、市教委等)</li> </ul>   | 近江八幡市<br>甲賀合同庁舎<br>市内小・中(2)<br>少年センター(17)  |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 日(月)10:00 甲賀市少年センター第 1 回協議会</li> <li>・ 6 日(火)14:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会</li> <li>・ 6 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 3 回定例幹事会</li> <li>・ 24 日(土)13:00 県青少年補導センター連絡協議会研修大会</li> <li>・ 26 日(月)9:00 甲賀市少年補導委員会管外研修</li> <li>・ 28 日(水)16:00 ケース会議</li> <li>・ 関係機関等情報交換(小・中学校、市家児相、県 SST、市教委等)</li> </ul>   | 甲賀市役所<br>甲西高等学校<br>鹿深ホール<br>米原市<br>日野航空隊<br>市内小学校<br>少年センター(9)                           |

| 月  | 事業内容   | 場所  |
|----|--|---|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会 所長会</li> <li>・ 8 日(土)13:30 「なくそう犯罪」 滋賀安全なまちづくり 県民大会</li> <li>・ 12 日(水)13:00 ケース会議</li> <li>・ 14 日(金)14:30 県薬物乱用防止教室指導者講習会</li> <li>・ 17 日(月)15:30 甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会</li> <li>・ 21 日(金)14:00 甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会</li> <li>・ 学校訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(SSW、市家児相、中・高校、県 SST 等)</li> </ul> | 栗東市役所<br>彦根市文化プラザ<br>市内小学校<br>滋賀県庁<br>日枝中学校<br>甲賀市役所<br>市内小(1)<br>少年センター(7) |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 日(火)16:30 ケース会議</li> <li>・ 18 日(金)14:00 県青少年補導センター連絡協議会 湖南ブロック研修会</li> <li>・ 学校訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(保護司、市教委、中・高校等)</li> </ul>  | 甲賀市役所<br>野洲市コミセンきたの<br>市内中・高(2)<br>少年センター(6)                                |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会 第 4 回定例幹事会</li> <li>・ 7 日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会 所長会</li> <li>・ 19 日(月)14:00 学んでいコウカ代表者会議</li> <li>・ 学校訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(中・高校、県 SST、市家児相、市教委、企業等)</li> </ul>  | 鹿深ホール<br>犬上豊栄のさと<br>甲賀市役所<br>市内小・高(2)<br>少年センター(12)                         |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 日(日)14:00 甲賀市「20 歳のつどい」</li> <li>・ 12 日(木)13:30 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会</li> <li>・ 学校訪問(情報交換)</li> <li>・ 関係機関等情報交換(市教委、県 SST、保護司、中・高校等)</li> </ul>   | あいこうか市民ホール<br>甲西高等学校<br>市内外中・高(2)<br>少年センター(7)                              |

4/12 少年補導委員会定例幹事会



4/23 少年補導(委)員会総会・研修会



9/5 第 1 回少年センター協議会



## 令和5年(2023年)度 甲賀市少年センター 事業計画(案)

| 月  | 事業内容   |
|----|--|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同) 11日(火)18:30~ 水口中央公民館</li> <li>県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会 12日(水)14:00~大津市北部地域文化 C</li> <li>少年補導(委)員会総会ならびに第1回研修会 22日(土)9:30~ 碧水ホール</li> <li>合同街頭補導 10日(月)18:30~、19日(水)(水口曳山祭宵宮)19:30~、26日(水)18:30~</li> </ul>                            |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>県子ども・青少年局 立入調査員研修会 18日(木) 県庁</li> <li>合同街頭補導 9日(火)18:30~、19日(金)18:30~、25日(木)17:30~</li> </ul>   |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導委員会第2回研修会・・中旬予定</li> <li>合同街頭補導 1日(木)18:30~、16日(金)18:30~、27日(火)17:30~</li> </ul>  |
| 7  | <p>○「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導(委)員会第2回定例幹事会 4日(火)18:30~ 水口中央公民館</li> <li>合同街頭補導 3日(月)18:30~、7日(金)(矢川神社七夕まつり)18:30~啓発・19:30~巡回、13日(木)18:30~、21日(金)18:30~、23日(日)(大原祇園宵宮)18:30~、下旬(しがらき火まつり)20:00~、26日(水)(田村神社万灯祭)18:30~、下旬(甲賀流にんにん大花火)19:00~啓発・巡回</li> </ul> |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>合同街頭補導 7日(月)18:30~、16日(水)(杣川夏まつり)19:30~、18日(金)18:30~、24日(木)18:30~、28日(月)18:30~</li> </ul>   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導(委)員会第3回定例幹事会 5日(火)18:30~ 水口中央公民館</li> <li>管外研修会(第3回)・・下旬頃(実施場所未定)</li> <li>県青少年補導センター連絡協議会研修大会 23日(土)時間未定 栗東芸術文化会館</li> <li>合同街頭補導 6日(水)18:30~、15日(金)15:30~、28日(木)18:30~</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀安全なまちづくり県民大会(10月上旬)場所未定</li> <li>合同街頭補導 10日(火)18:30~、20日(金)18:30~、26日(木)18:30~</li> </ul>   |
| 11 | <p>○「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県薬務課 薬物乱用防止教室指導者講習会(日時会場等未定)</li> <li>合同街頭補導 1日(水)18:30~、8日(水)18:30~、17日(金)18:30~、27日(月)15:30~</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導(委)員会第4回定例幹事会 5日(火)18:30~ 水口中央公民館</li> <li>合同街頭補導 4日(月)18:30~、15日(金)18:30~、18日(月)15:30~、26日(火)18:30~</li> </ul>   |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>合同街頭補導 11日(木)18:30~、19日(金)18:30~</li> </ul>   |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>合同街頭補導 6日(火)18:30~、17日(土)田村神社厄除大祭 15:00~</li> </ul>   |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>少年補導(委)員会第5回定例幹事会 5日(火)18:30~ 水口中央公民館</li> <li>合同街頭補導 4日(月)15:30~、15日(金)18:30~</li> </ul>   |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「少年センターだより」の発行・・随時</li> <li>地区別補導委員会ならびに巡回パトロール等・・随時</li> <li>薬物乱用防止教室、誘拐防止教室等・・随時</li> <li>臨時役員会・・随時</li> </ul>  |

## 令和5年度甲賀市少年センター協議会委員の一部組織変更（案）について

（現行）

| No. | 機 関 名                  |
|-----|------------------------|
| 1   | 甲賀警察署生活安全課             |
| 2   | 甲賀市保護司会                |
| 3   | 甲賀市民生委員児童委員協議会連合会      |
| 4   | 甲賀市更生保護女性会             |
| 5   | 甲賀市少年補導(委)員会           |
| 6   | 甲賀市青少年育成市民会議           |
| 7   | 甲賀市区長代表<br>(旧甲賀市区長連合会) |
| 8   | 甲賀市PTA連絡協議会            |
| 9   | 甲賀市小学校校長会              |
| 10  | 甲賀市中学校校長会              |
| 11  | 甲賀市湖南省高等学校校長会          |
| 12  | 甲賀公共職業安定所              |
| 13  | 市民環境部生活環境課             |
| 14  | こども政策部子育て政策課           |
| 15  | 教育委員会事務局学校教育課          |

（改正案）令和5年4月1日～

| No. | 機 関 名             |
|-----|-------------------|
| 1   | 甲賀警察署生活安全課        |
| 2   | 甲賀市保護司会           |
| 3   | 甲賀市民生委員児童委員協議会連合会 |
| 4   | 甲賀市更生保護女性会        |
| 5   | 甲賀市少年補導(委)員会      |
| 6   | 甲賀市青少年育成市民会議      |
| 7   | 甲賀市PTA連絡協議会       |
| 8   | 甲賀市小学校校長会         |
| 9   | 甲賀市中学校校長会         |
| 10  | 甲賀市湖南省高等学校校長会     |
| 11  | 甲賀公共職業安定所         |
| 12  | 市民環境部生活環境課        |
| 13  | 健康福祉部家庭児童相談室      |
| 14  | こども政策部発達支援課       |
| 15  | 教育委員会事務局学校教育課     |

### 【変更内容】

現行の甲賀市少年センター協議会委員名簿のうち、7番甲賀市区長代表（旧甲賀市区長連合会）および13番こども政策部子育て政策課を令和5年3月31日で解嘱し、令和5年4月1日から、健康福祉部家庭児童相談室および、こども政策部発達支援課を新たに協議会委員として委嘱したい。

### 【変更理由】

甲賀市区長代表は、令和4年10月31日に旧甲賀市区長連合会組織が発展的解散をされ選出する組織がなくなったため解嘱とする。

また、甲賀市区長代表（旧甲賀市区長連合会）の解嘱に伴い、少年センター相談業務との関係性が深い、こども政策部発達支援課を新たに委嘱することにより重層的な組織体制が構築でき、専門機関へのスムーズな引継ぎが望めるため、こども政策部発達支援課を委嘱する。

こども政策部子育て政策課は、令和4年3月31日まで、家庭児童相談室が課内室であり、子育て政策課長を委員として委嘱していたが、令和4年4月1日から市役所の組織改革により、健康福祉部家庭児童相談室に所属が変更になったことから、少年センター相談業務とより関わりの深い、健康福祉部家庭児童相談室を委嘱し、こども政策部子育て政策課を解嘱とする。

## ○甲賀市少年センター条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 44 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日 条例第 36 号

## (設置)

第 1 条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第 2 条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称        | 位置                |
|-----------|-------------------|
| 甲賀市少年センター | 甲賀市水口町本丸 1 番 10 号 |

## (事業)

第 3 条 少年センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

## (協議会)

第 4 条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 少年の健全育成に係りのある機関又は団体の代表者

- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日

教育委員会規則第16号

改正 平成18年3月30日教委規則第11号

平成26年1月29日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成17年甲賀市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- (2) 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

| 公印の名称       | ひな形                                       | 書体  | 寸法<br>(ミリメートル) | 用途            |
|-------------|---|-----|----------------|---------------|
| 甲賀市少年センター所長 | タ 少 甲<br>ー 年 賀<br>所 セ 賀<br>長 セ 市<br>長 シ 市 | れい書 | 方21            | 所長名をもって発する文書用 |

2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

別記様式(第9条関係)  
甲賀市少年補導委員証

(表面)

|            |   |            |     |   |
|------------|---|------------|-----|---|
|            |   | 第          |     | 号 |
|            |   | 甲賀市少年補導委員証 |     |   |
| 写真         |   |            |     |   |
| 氏名         |   |            |     |   |
| 生年月日       |   |            |     |   |
| 任期         | 年 | 月          | 日から |   |
|            | 年 | 月          | 日まで |   |
|            | 年 | 月          | 日交付 |   |
| 甲賀市教育委員会 印 |   |            |     |   |

(裏面)

|   |  |
|---|--|
| 注意事項  |  |
| 1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。          |  |
| 2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。       |  |
| 3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。             |  |
| 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。                           |  |
| 5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。 |  |

# 甲賀市少年センターだより

令和4年度



甲賀市水口町本丸1-20 水口中央公民館2階  
TEL 0748-62-6010  
FAX 0748-63-3977  
メール k-syonen@city.koka.lg.jp R4.11月発行



## 一斉立入調査にご協力いただいています

9月下旬から11月下旬にかけて、『滋賀県青少年の健全育成に関する条例』に基づき、立入調査を実施しています。この調査は、青少年の健全な成長を妨げる行為を未然に防止しようとするものです。

青少年にとって有害と思われる図書、ビデオ、DVD等、がん具等を取り扱っている販売店、レンタル店、まんが喫茶、インターネットカフェ、成人向けの映画を上映している映画館等に立ち入って、

- 有害な図書等を18歳未満の青少年に販売したり貸したり、閲覧や視聴をさせていないか、
- 有害指定された映画や興行を青少年に見せていないか
- 有害な図書等が自動販売機等に収納されていないか
- インターネットカフェやカラオケボックスに青少年が入場していないか など

条例に定められた陳列や管理が行われているか、深夜営業の店舗では、青少年の入場制限が守られているかなど、立入調査を通じて条例趣旨の普及・啓発および条例遵守へのご協力等をお願いしています。具体的には、対象商品の分別陳列や販売時の年齢確認の徹底、入場の制限の掲示などです。

また、この一斉調査期間とは別に、少年センターが月2回の計画で図書の取扱店に対し「有害図書等立入調査」を実施しています。

青少年が健全に育つためには、青少年を取り巻く家庭および社会環境が健全でなくてはなりません。そのため、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為や環境から青少年を保護することを目的として「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」が定められ、上記のような項目について、販売店にご協力いただいています。

## ～受賞 おめでとうございます～

祝

少年の非行防止活動を積極的に推進された功績により、各個人・団体の表彰が決まりました。

全国少年補導栄誉銀章 北村正之さん

近畿少年補導功労者表彰 山本利次さん

滋賀県少年補導功労者表彰 木村圭一さん

滋賀県少年補導功労者表彰 西村 久さん

滋賀県薬物乱用対策推進本部長表彰  
甲賀地区少年補導委員会



11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です



困ったときは  
ひとりで悩まないで  
気軽にお電話を！

**秘密厳守・無料**

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(8時30分～17時15分)  
年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010

[k-syonen@city.koka.lg.jp](mailto:k-syonen@city.koka.lg.jp)



# 薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』守ろう!! 自分の未来



## 『麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動』 10月1日～11月30日

ここ数年、大麻取締法違反による検挙者が増加しています。なかでも急増しているのが20歳未満の若者の検挙数です。その原因の一つとしてインターネット等に氾濫している大麻についての間違った知識や情報があります。例えば、「大麻は体への悪い影響はない」「依存性がない」などが関わっていることが考えられています。

覚せい剤や麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用は、健康や周りの人々に計り知れない悪影響をもたらします。たとえ1回だけでも「乱用」です。また、薬物の乱用は大切な脳を傷つけます。脳は20歳ごろまで成長するといわれ、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことも判明しています。好奇心や興味本位、その場の雰囲気など軽い気持ちで大麻に手を出したために、いつの間にか覚醒剤などにまで染まってしまったということにもなりかねません。間違った情報に流されず、正しい知識と判断が大切です。

—甲賀市少年補導(委)員による薬物乱用防止教室が、警察と連携し、市内各小学校で開催されています—

### 薬物乱用防止教室



### 「甲賀市少年センターが受理した少年相談の概要と、これらから見てくる甲賀市の子もたち」

文責 次長 安田 諭

甲賀市少年センターが令和4年4月から9月末までの上半期に受理した少年相談件数は、右記「R4少年センター相談受理状況」に記載の通り558件でした。これを前年同時期と比べますと、-176件(-24%)となり減少しました。また、この数字を相談者別にみても、「家庭から」が108件で前年比-30件(-22%)、「学校から」が105件で前年比-103件(-49%)、「他機関から」が103件で前年比-84件(-45%)となっています。

これらの減少理由については、半年間の集計ですから確定的ではありませんが、よく言えば「甲賀市の子供たちは落ち着いてきているのかな?」と考えることもできなくはありません。しかし、一方で本年度の少年相談の大きな特徴としてはこれら相談者別の数字の中で「本人からの相談」が242件で、前年に比べ+41件(+20%)と増加しています。

「本人からの相談」が増加している要因についても同じく確定的ではありませんが、複雑な問題を抱えている少年が増加傾向にあることのほか、「居場所づくり」の一環として本年度からは、特に相談を受けた家庭や学校にお願いして当事者の少年本人をセンターへ招致、或いは直接電話をかけていただく対応に力を入れる業務を行ってきたことも、増加の一因となっていることが考えられます。

甲賀市少年センターには、現在少年院や鑑別所を退所した少年から不登校・引きこもりの少年までの「多様な問題を抱える少年たち」が来所や電話で相談してきますが、これら少年の「直接相談」が増加してきたことによって、その子どもたちの様子の特徴が見えてきたように思います。

それは、これらの少年は抱える問題は様々ですが、話をしていると共通点として社会的に接している範囲(部分)が限定的で、「物の見方・考え方が非常に狭くなっている」という課題を抱えている少年が多いことに気がきます。もちろん、これらの少年がすべて「物の見方・考え方が狭い」ということではないのですが、少年との直接相談を受けていてこのように感じるのは私一人ではないようです。

子どもたちがこのような傾向になる要因としては、①家族間の関係が希薄化していること、②交友関係が非常に狭いこと、③携帯電話の普及・ネットへの依存が高いことなど、現代の社会情勢が大きく関与していることが考えられます。これらの要因を解消する一つの方法として、多くの人と交わることによって様々な人から多様な話や考え方が聞けることができる『居場所』を一つでも多く作る大切だと考えるところです。

甲賀市少年センターとしては、今後も「少年センターそのものが居場所の一つ」という考えのもとで相談対応に力を入れていきたいと思っています。

### R4少年センター相談受理状況

4～9月 合計延べ558件

〇面談等:202 電話:327 メール:29

| 内容     | 件数  | 内容    | 件数 |
|--------|-----|-------|----|
| 盗癖・窃盗  | 1   | 暴力行為  | 2  |
| 校内暴力   | 3   | 家庭内暴力 | 17 |
| たかり・恐喝 | 5   | 家出    | 3  |
| 金銭乱用   | 1   | 道路法違反 | 1  |
| 不登校    | 34  | 学校・学業 | 27 |
| 就職・仕事  | 36  | 家庭    | 8  |
| しつけ生活  | 371 | 交友    | 29 |
| 性      | 2   | 発達    | 1  |
| 健康・身体  | 4   | 虐待    | 3  |
| 有害環境   | 1   | その他   | 9  |

#### 〇相談者内訳

|      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| 本人   | 242 | 家庭  | 108 |
| 学校   | 105 | 職場  | 6   |
| 関係機関 | 90  | その他 | 7   |

#### 〇相談対象少年内訳

|       |     |       |    |
|-------|-----|-------|----|
| 小学生以下 | 30  | 中学生   | 99 |
| 高校生   | 145 | 学生その他 | 17 |
| 有職少年  | 179 | 無職少年  | 88 |



# 甲賀市少年センターだより

令和4年度



甲賀市水口町本丸1-20 水口中央公民館2階  
TEL 0748-62-6010  
FAX 0748-63-3977  
メール k-syonen@city.koka.lg.jp R5.2月発行



## ネット・スマホ等から子どもを守る

私たちの生活はインターネットの発達により、いつでも、どこでも、だれとでも繋がることができ、欲しい物は時間や場所を問わず手に入るようになりました。生まれた時から携帯電話はあり、どれだけ離れていても地球の裏側の生活まで見ることができます。また、幼い子どもがスマートフォンの画面を指で巧みに移動させながら見ている姿も珍しくありません。かつてなかったこのスマートフォンを、携帯していなければ不安になる方も多いのではないのでしょうか。

このスマートフォンなどでインターネットを利用すると、大変便利になりましたが、いろいろな危険性が出てきました。この弊害から守るためにできることを考えてみましょう。



Q 不登校やいじめの背景にスマートフォン、インターネットが関係していることもありますが、子どもたちのスマホの保有率とインターネット利用時間は？

A 令和3年度の内閣府の全国調査では、10代、20代のスマートフォン保有率は98%という調査結果でした。また、インターネットの利用時間は小学生の半数が3時間以上、中学生の半数が4時間以上、高校生の半数近くが5時間以上インターネットを使っています。1年前に比べて、小・中・高すべてで1時間増えています。

Q 以前の子どもたちが、遊んだり友だちと過ごしたりする場所は、家と学校、地域の3カ所でしたが、現在の子どもたちは、4つ目の場所としてインターネットの世界があるということですね。

A その4つ目の遊び場となったインターネットは、仮想空間で子どもたちが何をしているのかが、全く見えません。そのサイバー空間はSNSを使った「いじめ」や長時間ゲームをすることによる昼夜逆転など、不登校につながる一因であるといえます。

Q SNSで間違った情報が流されたり個人情報が出たりすることは、よく耳にします。また、スマホ依存やゲーム依存による生活リズムの乱れも大きな課題ですね。

A 親と子どもと一緒に食事をとりながら、それぞれにスマホを使っている光景は珍しいことではありません。そして、親子や家族のコミュニケーションがなくなることは、子どもにとって人間関係を学ぶ場が失われているとも言えます。インターネットやスマートフォンは間違いなく生活を豊かで便利にしてくれます。しかし、子どもにスマホを買い与えるときに、その影響と危険性を十分に考えることが、私たち大人の責任であると言えます。



スマホ等とは・・・  
スマートフォン  
タブレット  
パソコン  
ゲーム機  
など

【あいコムこうか「少年センターだより」より抜粋】

スマホ等の使用について大人と一緒に考え、子どもと話し合っ  
て使用のルールを決めることが大切です。子どもにスマホを  
買い与える時期やその後の管理は親の責任であり、それは子  
どもを守るために必要なことです。

### スマホ等の見すぎでおこる弊害

リスク1；集中力や認知能力の低下  
リスク2；視力低下  
リスク3；睡眠障害やうつなどの心身の不調  
などと言われています。

# 子どもたちへのサポートと居場所づくり ～関係機関の連携～

Q 最近の少年センターへの相談内容の特徴的な傾向は？

A ここ数年で相談件数が大幅に増加しています。なかでも不登校についての相談が増えたことが特徴の一つです。具体的な数字をあげますと、3年前までは、1年間で数件から多くても20件程度だったのが、100件を超える相談件数となっています。

Q 不登校の児童や生徒に、少年センターがしている支援は？

A 不登校の原因や理由は人それぞれ違うので、かわり方も様々です。例えば通信制高校に進学した生徒の学習サポートや、学校には行けないけど、少年センターには来られる子どもの居場所の一つとなるような取り組みを進めています。

Q 不登校やいじめの認知件数が、年々増えてきていることが新聞やテレビで報道され、学校ではその対応が課題となり、少年センターなどの関係機関と学校との連携が重要になってきたのでは？

A 不登校やいじめ問題を学校だけで解決することは大変難しく、加えて学校の課題も時代とともに変化し、更に学校への期待や要望は高まっています。少年センターはもちろん、関係機関が積極的に学校と連携し、様々な課題の解決に取り組むことが、甲賀市に住む青少年の健全育成につながると考えています。

## R4少年センター相談受理状況

4～12月 合計延べ1019件(9月末まで:558)

面談等 329(202) 電話 643(327) メール 47(29)

| 内容     | 12月<br>月末 | 9月<br>月末 | 内容    | 12月<br>月末 | 9月<br>月末 |
|--------|-----------|----------|-------|-----------|----------|
| 盗癖・窃盗  | 15        | 1        | 暴力行為  | 9         | 2        |
| 校内暴力   | 36        | 3        | 家庭内暴力 | 17        | 17       |
| たかり・恐喝 | 8         | 5        | 薬物    | 1         | 0        |
| 家出     | 3         | 3        | 金銭乱用  | 3         | 1        |
| 道路法違反  | 1         | 1        | 不登校   | 55        | 34       |
| 学校・学業  | 87        | 27       | 就職・仕事 | 47        | 36       |
| 家庭     | 28        | 8        | しつけ生活 | 625       | 371      |
| 交友     | 31        | 29       | 性     | 3         | 2        |
| 発達障害   | 1         | 1        | 心の病   | 23        | 0        |
| 健康・身体  | 4         | 4        | いじめ   | 3         | 0        |
| 虐待     | 7         | 3        | 有害環境  | 1         | 1        |
| その他    | 11        | 9        |       |           |          |

### ○相談者内訳

|      |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本人   | 410 | 242 | 家庭  | 196 | 108 |
| 学校   | 220 | 105 | 職場  | 9   | 6   |
| 関係機関 | 175 | 90  | その他 | 9   | 7   |

### ○相談対象少年内訳

|       |     |     |       |     |    |
|-------|-----|-----|-------|-----|----|
| 小学生以下 | 77  | 30  | 中学生   | 194 | 99 |
| 高校生   | 236 | 145 | 学生その他 | 89  | 17 |
| 有職少年  | 314 | 179 | 無職少年  | 109 | 88 |

## 薬物乱用防止教室の感想から

～心のハードル～

### 自分の心のハードルをしっかり持つこと

- ・薬物のサンプルを見たけど、どれも危ないものには見えなかったし、薬物には別名があり、怖いなど思った。薬物は止められないし、生きていけないということも知った。
- ・一度したらやめられない中毒性があるから絶対にしない。誘われたら断る。警察の人か家の人に相談する。
- ・1回ならいいかと思って使ってしまうと人生が変わり、薬がないと生きていけないと思うと怖い。
- ・薬物をすると、渦巻きがまともには描けないと知ってびっくりした。これから重要になってくるのは、「心のハードル」を持っているということです。高いハードルをこれから保ってきたいです。
- ・「たかが一回ではなく、すごく大きい一回」ということが分かった。薬物には体への害や心への害があり、やめた後にも後遺症が残ることがびっくりした。
- ・薬物はやめられなくなり、脳が縮んだり死に至ったりしてしまう場合があり、やってはだめということが心に残った。
- ・乱用している人が、ぐるぐると丸を描くとガタガタになるということに驚いた。
- ・脳が小さくなって体に命令できなくなることにびっくりした。絶対に薬物を使ってはいけないと思った。

甲賀市少年補導(委)員による薬物乱用防止教室が、警察と連携し、市内各小学校で開催されています。



困ったときは ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

**秘密厳守・無料**



交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(8時30分～17時15分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010

[k-syounen@city.koka.lg.jp](mailto:k-syounen@city.koka.lg.jp)

